

少年法に基づく同行状の執行に際し身柄を警察署に留め置くことについて（通達）

令和6年3月11日 佐本人少発第77号
佐賀県警察本部長から各警察署長あて

（概要）

本通達は、警察官が少年を同行状等により押送する際、一定の条件下において、その身柄を警察署の保護室に留め置くことも可能であることやその際の留意事項について、最高裁判所が示した見解を周知させるよう指示したものである。